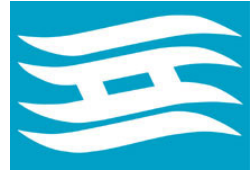


兵庫県公報

令和4年2月22日 火曜日 第287号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

- 平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課） 1
- 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課） 1
- 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局） 2

公 告

- 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） 3
- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） 3
- 大規模小売店舗に対する住民等の意見の概要（同） 4
- 入札公告（管理課） 4
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） 7

病院局公告

- 入札公告（県立姫路循環器病センター） 8

告 示

兵庫県告示第226号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、令和4年2月5日以後に実施する試験から適用する。

令和4年2月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

クリーニング師試験	総合得点	同上	生活衛生課
-----------	------	----	-------

」

を

「

クリーニング師試験	総合得点	同上	生活衛生課
ふぐ処理責任者試験	科目別得点及び総合得点	同上	同上

」

に改める。



兵庫県告示第227号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物として次のものを指定した。

令和4年2月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

第14次指定

名 称	住 所	代表者の氏名
加東市	加東市社50番地	安 田 正 義

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年2月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土井 (325010001)	南あわじ市倭文土井（別図1のとおり）	地滑り
灘山本 (325040015)	南あわじ市灘山本（別図2のとおり）	地滑り
灘黒岩第1 (325040016)	南あわじ市灘黒岩（別図3のとおり）	地滑り

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月2日（水）から同月16日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課及び南あわじ市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和4年3月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月22日

兵庫県知事 齋藤元彦